

野村ダム事前放流実施要領

令和6年3月

国土交通省 四国地方整備局
肱川ダム統合管理事務所

(通 則)

第1条 野村ダムにおける事前放流の実施については、野村ダム操作規則（以下「規則」という。）

第22条第1項第3号及び野村ダム操作細則（以下「細則」という。）第7条1項第2号に基づき、野村ダムの洪水調節機能の向上のために洪水前に利水容量内に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）するにあたっては規則、細則に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(事前放流の基本)

第2条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号いずれかに該当し、出水が予測され、必要と認められる場合には、事前放流を実施するものとする。

一 気象、水象、その他の状況により、野村ダムの最大流入量が毎秒500立方メートルを超えると予測されるとき。

二 ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である90ミリメートル（／6時間）以上であるとき。

三 その他の状況により、所長が事前放流の開始の必要性を認めたとき。

2 事前放流目標水位を確保した後は、流入量が毎秒500立方メートルに達するまでは、当該水位を維持するよう努めるものとする。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高160.20メートルの水位を限度水位として予測降雨量に応じた低下目標水位を設定し、事前放流を実施するものとする。

(事前放流の原則)

第4条 事前放流は、ジェットフローゲート、コンジットゲート及びクレストゲートにより実施するものとする。

2 事前放流は、毎秒500立方メートルを上限とし、規則第23条、細則第8条の放流の原則に基づき実施するものとする。

3 事前放流は、気象、水象、その他の情報により、放流量の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(事前放流に関する通知等)

第5条 所長は、第5条の規定により事前放流を実施する場合にあたっては、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関にその旨を通知するとともに事前放流を開始するときは、一般への周知を行うものとする。

なお、一般に周知させるための必要な措置は、肱川ダム統合管理事務所（以下「管理事務所」という。）から鎌田警報所までの区間とする。

(事前放流に関する通知等の方法)

第6条 事前放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行わなければならない。

- 一 関係機関に関する通知は、別表第1に掲げる関係機関に対し、事前放流を行う約1時間前に行うものとする。
- 二 一般に対する周知は、警報車及び別表第2に掲げる警報所から次の方法により行うものとする。
 - イ 管理事務所のサイレンまたはサイレン疑似音の吹鳴は、事前放流を行う約30分前及び事前放流の直前に行うものとする。
 - ロ 管理事務所以外の警報所のサイレンまたはサイレン疑似音の吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。
 - ハ 警報車による警報は、各地点の水位が事前放流により上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

(サイレンまたはサイレン疑似音の吹鳴の方法)

第7条 サイレンまたはサイレン疑似音の吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

<u>(50秒)</u>	(5秒)	<u>(50秒)</u>	(5秒)	<u>(50秒)</u>
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴

(警報車による警報の方法)

第8条 所長は、次に定める方法により、警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位増加などを一般に周知させるものとする。

(事前放流の中止等)

第9条 所長は、事前放流を行っている場合において、次の各号の一に該当するときには、当該放流を中止し、貯水位の回復に努めなければならない。

- 一 気象、水象その他の状況により、事前放流を行う必要がなくなったと認められるとき。
 - 二 その他事前放流を継続することが適当でないとして認められるとき。
- 2 利水者から申し出があった場合は、事前放流を行わないものとする。

(事前放流の中止等に関する通知等)

第10条 所長は、次の各号の一に掲げる場合にあつては、別表第1に定める関係機関に通知するものとする。

- 一 前条の規定により、事前放流を中止したとき。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から適用する。

別表第1（第5条，第6条関係）

関係機関

関係機関	所在地	通知方法
四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
愛媛県 西予土木事務所	西予市宇和町卯之町4丁目445	宇和局（0894） 62-1331
肱川ダム統合管理事務所 鹿野川ダム管理庁舎	大洲市肱川町山鳥坂280番地	マイクロ
西予市野村支所	西予市野村町野村12号619	野村局（0894） 72-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12号153	野村局（0894） 72-0110
西予市消防署野村支署	西予市野村町野村12号744	野村局（0894） 0894-72-0119
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	松山局（089） 921-1117
南予水道企業団	宇和島市柿原字童子甲 1929番34	宇和島局（0895） 25-3222
南予用水土地改良区連合	八幡浜市布喜川丁417番地	八幡浜局（0894） 24-4835

別表 2 (第 6 条関係)

警 報 所

名 称	所 在 地	種 別	備 考
肱川ダム統合管理事務所	野村町野村 8-153-1	サイレン スピーカー	
地ヶ野	野村町野村 8-60-4	スピーカー	
下駄馬	野村町野村 7-60-1	ス ピ ー カ ー	
上宮	野村町野村 4-105-3	サイレン スピーカー	
渦尻	野村町野村 4-3-2	電光 2 面 サイレン スピーカー	
古市	野村町野村 15-17-3	サイレン スピーカー	
阿下	野村町阿下 6-174-4	ス ピ ー カ ー	
蔵良	野村町蔵良 183-2	スピーカー	
岡成	野村町蔵良 862-2	サイレン スピーカー	
川平	野村町大西 1321-2	スピーカー	
鎌田	野村町鎌田 499-2	サイレン スピーカー	